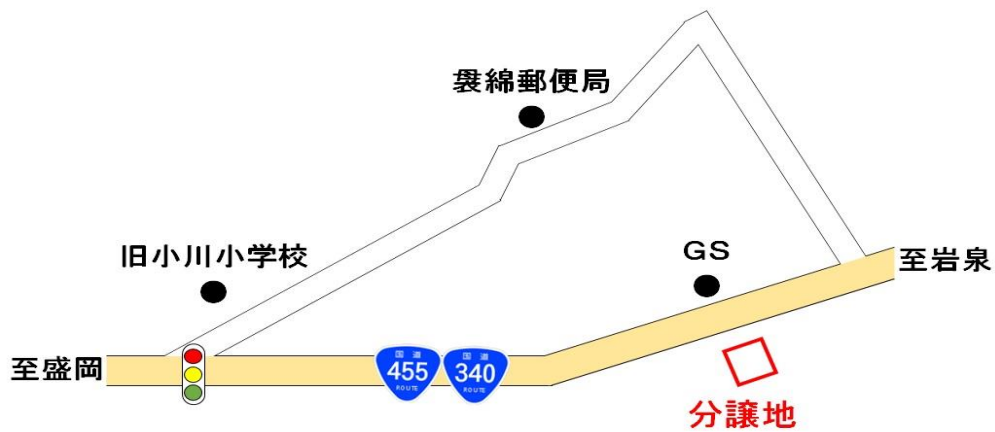


## 岩泉町宅地分譲募集要領

町では、小川褰綿地区に整備した宅地の分譲を行います。生活に適した住みよい環境や条件が備わっています。将来にわたり町に定住するための住宅地をお探しの方はぜひご検討ください。

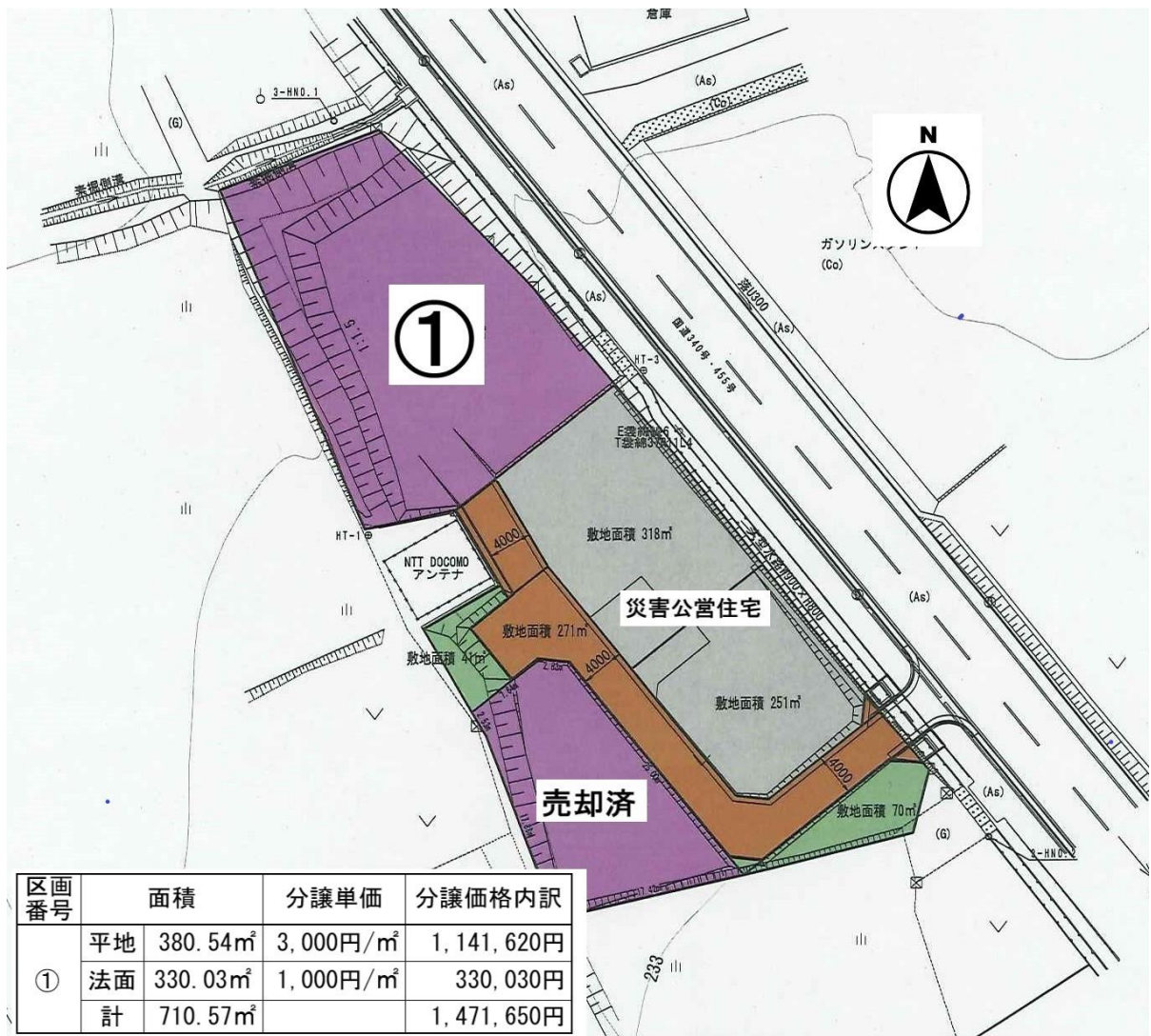
### 1 分譲地の概要

① 所在地 褰綿字浦場地内



- |         |   |
|---------|---|
| ② 区画数   | 1区画   |
| ③ 区画面積  | 710.57 m <sup>2</sup> (214.9 坪)                                 |
| ④ 地目    | 宅地  |
| ⑤ 用途地域  | 都市計画区域外   |
| ⑥ 電気    | 任意個別契約  |
| ⑦ ガス    | 個別プロパン  |
| ⑧ 上水道   | 町上水道 (宅地内配置済) 分岐負担金あり   |
| ⑨ 汚水・排水 | 個別浄化槽   |
| ⑩ 公共施設等 | 岩泉町役場小川支所 4.4 km、町立小川小学校 4.4 km<br>町立小川中学校 4.2 km、褰綿郵便局 0.95 km |

## ⑪ 区画図



※分譲単価は、不動産鑑定評価額を元に決定しています。

※分譲価格のほかに上水道分岐負担金が必要になります。

## 2 申込資格

- (1) 自己の居住する専用住宅又は併用住宅（居住部分の面積が延べ床面積の2分の1以上であること）を建築する個人の方（現在の居住地等は問いません）
- (2) 将来にわたり岩泉町に定住しようとする方
- (3) 不動産売買に係る契約を締結する能力について、法令上の制限を受けていない方
- (4) 破産者でない方
- (5) 町税等の滞納のない方
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号から第6号に該当する者でない方（申込資格確認のため警察当局へ情報提供する場合があります。）

※ アパート等の集合住宅、倉庫、駐車場、作業場等の建築を目的とした申込みはできません。

### 3 分譲に係る条件等

- (1) 契約締結日から3年以内に住宅を建築し、居住（住民票の異動）をすること。
- (2) 引き渡し日から起算して10年間は、相続による場合を除き宅地の所有権を第三者に譲渡または貸与ができません。
- (3) 分譲代金は契約の日から60日以内での一括納付となります。
- (4) 契約に係る印紙代は自己負担となります。
- (5) 分譲代金納付後の所有権移転登記は町で行いますが、それに係る費用（登録免許税）は自己負担となります。

### 4 申込み受付期間及び場所

- (1) 募集期間 ~~令和4年10月3日（月）から同年10月26日（水）まで~~  
~~（土・日曜日及び祝祭日除き）~~  
ただし、上記募集期間内に申し込みがなかった場合は随時募集とし、先着順で申し込みを受け付けます。
- (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 現地説明 現地説明会は実施しませんが、ご希望があれば個別にご案内いたしますので、お問合せください。
- (4) 申込み先 岩泉町役場地域整備課住宅対策室

### 5 申込み方法

- (1) 「宅地分譲申込書」に必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ、直接持参または郵送により申し込んでください。

### 6 添付書類

- (1) 世帯全員の住民票の写し（本籍不要・続柄必要・同居予定者全員分）※コピー不可
- (2) 納税証明書（申込者の前年度分の住民税、固定資産税、国民健康保険税）
- (3) 所得証明書又は源泉徴収票の写し（申込者の前年分）  
※共有名義で取得する場合は、共有者の(2)及び(3)も添付してください。

### 7 契約予定者の決定

- (1) 書類等を審査のうえ、~~申込受付期間終了後に決定します。~~
- ~~(2) 申込期限までに複数の申し込みがあった場合は、11月下旬に公開抽選を行い決定します（先着順ではありません。また申込内容による優先順位もございません）。~~
- (3) 当初の申込期間中に申し込みがなかった場合は、随時募集として先着順に申込者を決定します。

### 8 注意事項

- (1) 上水道は引き込み工事が必要です。その際には分岐負担金と配管工事費が別途必要になります。配管工事は、必ず町指定給水装置工事業者に依頼してください。
- (2) 汚水等処理については、個別浄化槽での対応となります。
- (3) 住宅用地は現状のままでの売渡となります。現地及び周辺環境の状況は、必ず申

込者ご自身で確認してから申込みください。

- (4) ハウスメーカー等が実施する地盤調査の結果、基礎構造に係る工事が必要と判断した場合は、自己負担で行ってください。

9 契約の取消し及び解除

- (1) 申込書に偽りの記載又は不正の手段によって行われたときや後日申込資格要件を欠いていたことが判明した場合。  
(2) 契約又は分譲代金を指定する期日までに締結又は納付しない場合。  
(3) 契約の取消し又は解除した場合、町は譲渡代金をもって分譲地の土地を買戻します。

10 その他

申込み受付期間を過ぎても応募がない場合随時募集とし、先着順により申込者を決定します。

11 問い合わせ先

岩泉町役場地域整備課住宅対策室 電話 0194-22-2111 (内線 263)